

江東区営住宅条例施行規則 新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>目次 （略）</p> <p>第1条～第15条 （略）</p> <p>（使用料減免の基準）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 区長は、前項の規定にかかわらず、第1項各号のいずれかに該当する使用者のうち、前項の減額率が0.5であり、かつ、使用者及び同居者の収入の合計額が区長が別に定める額以下で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、使用料に0.75を乗じて得た額を当該使用料から減額するものとする。</p> <p>(1) 使用者が学齢に達しない幼児又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に就学している2人以上の20歳未満の婚姻していない者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 条例第15条第2項に規定する特別の事情とは、収入が条例第6条第1項第4号ウに規定する額以下で次の各号のいずれかに該当する場合又は制度移行（法令の改正等により、区営住宅の使用料の算出方法を変更することをいう。以下同じ。）に伴って区長が特に認める場合とする。</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1条～第15条 （略）</p> <p>（使用料減免の基準）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 区長は、前項の規定にかかわらず、第1項各号のいずれかに該当する使用者のうち、前項の減額率が0.5であり、かつ、使用者及び同居者の収入の合計額が区長が別に定める額以下で、次の各号のいずれかに該当するものに対して、使用料に0.75を乗じて得た額を当該使用料から減額するものとする。</p> <p>(1) 使用者が学齢に達しない幼児又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に就学している2人以上の20歳未満の婚姻していない者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者（<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）又は条例第6条第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。）のない者である場合</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 条例第15条第2項に規定する特別の事情とは、収入が条例第6条第1項第4号ウに規定する額以下で次の各号のいずれかに該当する場合又は制度移行（法令の改正等により、区営住宅の使用料の算出方法を変更することをいう。以下同じ。）に伴って区長が特に認める場合とする。</p>

(1) 使用者が学齢に達しない幼児又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に就学している2人以上の20歳未満の婚姻していない者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合

(2)～(5) (略)

8・9 (略)

第17条～第19条 (略)

(同居許可の基準等)

第20条 条例第21条に基づき同居の許可をすることができるのは、使用者に係る同居後の収入が、条例第6条第1項第4号に規定する金額以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 同居しようとする者が使用者又は同居者と婚姻をした者であるとき又は養子縁組をした者であるとき。

(加える)

(2) (略)

2～4 (略)

(使用承継の基準等)

第21条 条例第22条に基づき使用の承継を許可することができるのは、区営住宅の使用を承継しようとする者が次に掲げる条件の全てを具備し、かつ、区営住宅の管理上支障がないと認める場合とする。

(1) 区営住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

(1) 使用者が学齢に達しない幼児又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に就学している2人以上の20歳未満の婚姻していない者（高等学校を卒業した後又は専修学校の高等課程を修了した後に専修学校又は各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者又はパートナーシップ関係の相手方のいない者である場合

(2)～(5) (略)

8・9 (略)

第17条～第19条 (略)

(同居許可の基準等)

第20条 条例第21条に基づき同居の許可をすることができるのは、使用者に係る同居後の収入が、条例第6条第1項第4号に規定する金額以下であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 同居しようとする者が使用者又は同居者と婚姻をした者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき又は養子縁組をした者であるとき。

(2) 同居しようとする者が使用者又は同居者のパートナーシップ関係の相手方であるとき。

(3) (略)

2～4 (略)

(使用承継の基準等)

第21条 条例第22条に基づき使用の承継を許可することができるのは、区営住宅の使用を承継しようとする者が次に掲げる条件の全てを具備し、かつ、区営住宅の管理上支障がないと認める場合とする。

(1) 区営住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方であること。

含む。) であること。

(2) (略)

2～4 (略)

第22条～第45条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別記第1号様式～別記第18号様式 (略)

第19号様式(第20条関係) (略)

別記第20号様式(第21条関係)

(略)

備考 (略)

1・2 (略)

3 (略)

第21号様式～第51号様式 (略)

(2) (略)

2～4 (略)

第22条～第45条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別記第1号様式～別記第18号様式 (略)

別記第19号様式(第20条関係) (略)

別記第20号様式(第21条関係)

(略)

備考 (略)

1・2 (略)

3 申請者(承継者)が現使用者のパートナーシップ関係の相手方である場合は、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

4 (略)

第21号様式～第51号様式 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区営住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。